

## 特定建設作業の届出書の種類について

・同一の工事の中で複数の特定建設作業を行う場合は、その種類ごとに提出が必要です。

バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業は、届出書を一つにまとめることができる場合と、作業ごとに届出する必要がある場合とがあります。以下はその例となります。

例)

使用機械	台数	法令及び作業の種類
バックホウ出力 100kw (低騒音型)	1	県条例 (掘削機械を使用する作業)
バックホウ出力 40kw (低騒音型)	1	

使用機械	台数	法令及び作業の種類
ブルドーザー出力 40kw (低騒音型)	1	県条例 (掘削機械を使用する作業)
バックホウ出力 40kw (低騒音型)	1	

使用機械	台数	法令及び作業の種類
バックホウ出力 100kw	1	騒音規制法 (バックホウを使用する作業)
ブルドーザー出力 50kw	1	騒音規制法 (ブルドーザーを使用する作業)

使用機械	台数	法令及び作業の種類
バックホウ出力 100kw (低騒音型)	1	県条例 (掘削機械を使用する作業)
ブルドーザー出力 50kw	1	騒音規制法 (ブルドーザーを使用する作業)

使用機械	台数	法令及び作業の種類
バックホウ出力 100kw	1	騒音規制法 (バックホウを使用する作業)
バックホウ出力 40kw (低騒音型)	1	